

環境物品等の調達に関する基本方針の見直し(案)のポイント

平成30年2月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直し(案)は、以下のとおり。

分野	主な見直しの内容(案)
画像機器等	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチックの使用に係る判断の基準及び配慮事項を追加(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機) ● 製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化(待機時消費電力については、2年間の経過措置の設定)。(プロジェクタ)
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫) ● 受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長(テレビジョン受信機)
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務用エアコンディショナーについて、エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定(エアコンディショナー)
温水器等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数(COP)から年間加熱効率に変更(ヒートポンプ式電気給湯器)
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 2段階の判断の基準を設定(投光器及び防犯灯を除く)(LED照明器具)
インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオベース合成ポリマー含有率の適用について、1年間の経過措置の終了(カーテン、布製ブラインド)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 空気集熱式集熱器に係る判断の基準を追加(太陽熱利用システム)
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 園路広場工事での使用における対象範囲を見直し(木材・プラスチック再生複合材製品) ● JIS B 8622 改正に伴う見直し(冷房の成績係数の強化及び期間成績係数の設定)(吸収冷温水機) ● 品目名称を「大便器」に変更するとともに、対象範囲、判断の基準を見直し(洋風便器)
役務	<ul style="list-style-type: none"> ● オフセット印刷工程におけるVOC発生抑制に係る基準の変更等(印刷) ● プラスチック製ワンウェイ食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等について判断の基準に追加等(食堂) ● フロン類の不使用に係る経過措置の終了(加煙試験) ● 手洗い用の植物油脂を原料とした石けん液又は石けんについて、持続可能な原料の使用を配慮事項から判断の基準に格上げ(清掃) ● 使い捨てプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減のための取組、持続可能な調達方針の公表、植物由来のプラスチック製買物袋の使用等について判断の基準に追加等(庁舎等において営業を行う小売業務) ● 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施について、配慮事項から判断の基準への格上げ(飲料自動販売機設置) ● 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、飲料提供時の配慮等を判断の基準に格上げ等(会議運営) ● 印刷機能等提供業務の品目追加